

## 震災対策特別資金

平成23年東北地方太平洋沖地震により、事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、新たに「震災対策特別資金」を創設しました。

この資金は、従来の緊急経済対策資金(自然災害対応)を利用した場合と比べて、金利を最大0.7%、保証料率を0.3%低く抑え、よりご利用いただきやすい制度としておりますので、ぜひご利用ください。

- **対象者** 東北地方太平洋沖地震により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者(市町村長の罹災証明を受けられる方〔やむを得ない場合は事後提出も可〕は、災害関係保証を併用できます。)
- **融資限度** 運転資金、設備資金 8,000万円(併用時は8,000万円限度)
- **融資期間** 10年以内(うち据置2年以内)
- **融資利率**
  - ・固定 年1.5%以内(直接被害により罹災証明書等の交付が受けられる方〔やむを得ない場合は事後提出も可〕で災害関係保証を併用した場合)
  - ・固定 年1.7%以内(上記以外で間接被害等を受けた場合)
- **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。
  - ・直接被害により罹災証明書等の交付が受けられる方〔やむを得ない場合は事後提出も可〕で災害関係保証を併用した場合  
年0.5%(責任共有制度対象外で100%保証)
  - ・上記以外で間接被害等を受けた場合  
年0.05%~1.05%(平均0.55%。責任共有制度対象)
- **担保** 審査により必要になる場合があります。
- **保証人** 法人 1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要)
- **取扱期間** 平成23年3月25日から
- **申込み先** 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

### <問い合わせ先>

県庁 商工労働部 金融課

(コラッセふくしま〔福島市三河南町1-20〕2階に移転しています)

電話 024-525-4019